

# 参考資料

## 岐阜県生活交通確保に関する協議会運営要領

平成13年 2月13日  
平成13年 4月 1日改正  
平成18年10月 1日改正  
平成19年 1月 1日改正  
平成20年10月 1日改正

### 1 協議事項

- (1) 生活交通のあり方に関すること  
確保すべき生活交通のサービス水準及び手段等の総括的な方針について協議する。
- (2) 生活交通の確保に関する枠組みづくりに関すること  
協議会の組織及び運営方法等について協議する。
- (3) 具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画についての調整に関すること  
関係バス事業者及び市町村等からの申し出に対して、具体的な路線に係る生活交通の確保のため、次の事項に関する計画について協議する。
  - ① 輸送サービスの範囲及び形態（路線バス、乗合タクシー、これらが困難な場合の市町村バス、スクールバス、福祉バスの活用等）について
  - ② 輸送サービスの水準（運行ルート、運行回数、運行時刻）について
  - ③ 輸送サービスの提供主体（運行の委託を行う場合は受託主体を含む。）について
  - ④ 輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、その額及び分担方法について
  - ⑤ 公的支援対象路線に係るアセスメント及び収支改善対策について
- (4) その他生活交通の確保に関し必要な事項  
安全運行の確保等生活交通の確保に関し必要な事項について協議する。

### 2 申し出

関係バス事業者及び市町村等が協議会に対して行う申し出とは、次のとおりとする。

なお、関係バス事業者及び市町村等は、協議会において生活交通の確保のために十分な検討が可能となるよう協力するものとする。

#### (1) 申し出の種類

##### ① 退出意向の申し出

路線バスに係る廃止若しくは休止の意向のある路線についてのバス事業者からの申し出及び市町村自主運行バスに係る廃止若しくは休止の意向のある路線についての市町村からの申し出

ただし、道路運送法施行規則第15条の4第1号及び第3号に規定する場合であって、生活交通路線維持費補助金及び地域乗合バス路線維持費補助金の交付を受けない路線を除く。

- ②事業者単独での事業の継続が困難である旨の申し出  
路線バス事業の継続に公的支援が必要な路線についてのバス事業者からの申し出
- ③市町村が主体的に運行するバスへの公的支援を要請する旨の申し出  
市町村自主運行バスの運行に公的支援が必要な路線についての市町村からの申し出
- ④協議会において決定した輸送サービスの内容を変更する旨の申し出  
協議会において公的支援が必要とされた、路線バス及び市町村自主運行バスに関する輸送サービスの内容を変更することについてのバス事業者及び市町村からの申し出
- ⑤その他生活交通の確保に関し必要な申し出

## (2) 申し出の時期

- ①退出意向の申し出  
原則として、路線の休廃止の予定日の1年前までに、毎年4月から5月までの期間又は10月から11月までの期間に行うものとする。
- ②事業者単独での事業の継続が困難である旨の申し出  
毎年4月末までに行うものとする。
- ③市町村が主体的に運行するバスへの公的支援を要請する旨の申し出  
毎年4月末までに行うものとする。
- ④協議会において決定した輸送サービスの内容を変更する旨の申し出  
随時行うものとする。
- ⑤その他生活交通の確保に関し必要な申し出  
必要な都度行うものとする。

## (3) 申し出先

関係バス事業者及び市町村等から協議会への申し出は、協議会の会長あてに、別記に定める様式により行うものとする。

なお、関係バス事業者及び市町村等は、申し出をする路線に係る関係者に対して、申し出内容をあらかじめ説明するものとする。

## 3 協議会の協議等

具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画についての協議等については、次のとおり取り扱うものとする。

### (1) 協議を必要とする事案

関係バス事業者及び市町村等から協議会への申し出に係る事案とする。

ただし、次の3(2)に規定する事案に該当する場合は、この限りでない。

### (2) 協議を省略できる事案

関係バス事業者及び市町村等から協議会への申し出に係る事案のうち、会長が次の①から③に該当すると認めたものについては、協議を省略できるものとする。

①退出意向の申し出のうち、次のもの

(i) 乗せ換え等の代替交通機関があり、利便が著しく阻害されないもの

(ii) 単一市町村域内の路線に係るもの

(ただし、路線延長が概ね10キロ以上で、会長が協議を必要と認めた場合を除く。)

②協議会において決定した輸送サービスの内容を変更する旨の申し出のうち、当初の運行目的と同一範囲内で継続して運行するもの

③その他、会長が協議を要しないと認めたもの

(3) 協議事案等の取り扱い

会長は、関係バス事業者及び市町村等から申し出があった場合、次のとおり、取り扱うこととする。

①退出意向の申し出があった場合

会長は、関係市町村長あて申し出内容を通知し、対応方策等について、意見を求めるものとする。この場合、関係市町村長は、原則として、分科会その他これに類似する会議に諮り、対応方策等について、会長に意見を述べることとする。会長は、市町村長の意見を尊重し、協議会において、対応方策等を決定する。

なお、協議を省略できる事案については、上記に関わらず、会長は、関係市町村長に協議省略の可否等を照会し、関係市町村の回答に基づき、協議省略の可否等の決定を行う。協議を省略した場合は、決定内容について、関係者に通知するとともに、直近の協議会において報告するものとする。

②事業者単独での事業の継続が困難である旨の申し出があった場合

会長は、アセスメント及び収支改善計画等について、関係バス事業者及び市町村等の対応方法を精査のうえ、協議会において、公的支援が必要な路線を選定する。

③市町村が主体的に運行するバスへの公的支援を要請する旨の申し出があった場合

会長は、運行内容及び地域バス交通体系等について、支援効果及び効率性等を精査のうえ、協議会において、公的支援が必要な路線を選定する。

④協議会において決定した輸送サービスの内容を変更する旨の申し出があった場合

会長は、次のとおり、協議省略の可否等の決定を行う。協議を省略した場合は、決定内容について、関係者に通知するとともに、直近の協議

会において、報告するものとする。

(i) 路線バスの場合

関係市町村長に協議省略の可否等を照会し、関係市町村長の回答に基づき、決定を行う。

(ii) 市町村自主運行バスの場合

変更内容等を精査のうえ、決定を行う。

⑤その他生活交通の確保に関し必要な申し出

申し出の都度必要な対応を行うものとする。

#### 4 情報開示等

協議会は、運営の透明性を担保するため、協議の概要、公的支援の内容、退出意向の申し出、輸送サービスの提供主体の決定等について、次のとおり、公表するものとする。

(1) 協議の概要、退出の申し出及び輸送サービスの提供主体の決定等について

原則として、県ホームページの媒体により、公表する。

(2) 公的支援の内容について

原則として、路線バスについては、国土交通省が定める「情報開示のガイドライン」により示される基準に従い公表し、市町村自主運行バスについては、当該ガイドラインにより示される基準に準じて公表する。